

桜が丘地区 まちづくり協定 早見表

		戸建住宅地区A	戸建住宅地区B	生活利便地区	公共公益地区A	公共公益地区B	近隣商業地区	
まちづくり協定	車両の出入口の制限	隅切りの交点及び角地の交点（別図に示す緑道との交点を除く）より5メートル以内には、車両の出入口は原則、設置できない ただし、やむを得ない場合で、見通しを良くするなどの、安全上必要な措置を講じたものについては、この限りでない						
	車庫の構造の制限	壁面の位置の制限（地区計画）距離内に車庫を設置する場合は、外壁を有しない開放性の高い構造のものとする					-	
	2世帯住宅の定義	戸建住宅地の街並みに配慮し、外観上長屋・共同住宅とは見えない意匠とする 2世帯住宅と長屋・共同住宅を区分し、建築物の内部に2戸間を連絡できる通路を有するものとする				-		
	地盤高さの制限	現況宅地の地盤高の変更は、原則として禁止する 新たな造成等による宅地の地盤面（人工地盤の場合は、その人工地盤面）は、前面道路の高さに合わせる ただし、上記の規定にかかわらず、必要最低限度の変更等については、委員会及び市長と協議する			-			
	建築物等の色彩の配慮	建築物等の外壁や屋根等の色彩は、周囲の環境に調和し、良好な住宅地にふさわしいものとするよう配慮する					建築物等の外壁や屋根等の色彩は、原色などのけばけばしい色はさけ、周囲の環境に調和したものとするよう配慮します。	
	屋外広告物の制限	屋外広告物の表示面積の合計は1平方メートル以下、3枚以下とし、その高さは3メートル以下とする ただし、別途定める適用除外広告物については、この限りでない	屋外広告物の表示面積の合計は5平方メートル以下、3枚以下とし、その高さは5メートル以下とする ただし、別途定める適用除外広告物については、この限りでない		-			